

介護老人保健施設しらかみのさと入所利用約款

(重要事項説明書)

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設しらかみのさと（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、当該入所者の保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設しらかみのさとのご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	医療法人敬生会 介護老人保健施設しらかみのさと
・開設年月日	平成13年4月1日
・所在地	青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎53-1
・電話番号	0173-84-3111
・FAX番号	0173-84-3112
・管理者名	越前 美保
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(0252180021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

介護老人保健施設しらかみのさと運営方針

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1			診療・健康管理指導
・看護職員	10	1	1	医師の診療補助、看護
・介護職員	30		4	日常生活援助
・支援相談員	2			利用者及び家族相談援助
・作業療法士	4			機能回復・予防訓練指導
・管理栄養士	1			栄養管理指導
・介護支援専門員	5(兼務)			施設サービス計画作成等
・事務職員	4			会計業務・行政手続等
・その他	2			施設維持管理、運転業務

(4) 入所定員等

・定員 100名 (うち認知症専門棟40名)

・療養室 個室12室 2人室4室 4人室20室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 17時15分～

③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。)

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護 (退所時の支援も行います)

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 理美容サービス

⑪ 行政手続代行

⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 つがる西北五広域連合 鮫ヶ沢病院

・住 所 青森県西津軽郡鯵ヶ沢町大字舞戸町字蒲生106-10

・名 称 医療法人梶衆会 七ツ石内科

・住 所 青森県西津軽郡鯵ヶ沢町大字七ツ石町27-1

・協力歯科医療機関

・名 称 ハッピーデンタルクリニック

・住 所 青森県つがる市木造浮巣54-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会は、午前8時から午後8時迄とします。
- 外出・外泊は、外出・外泊場所、期間、連絡先を届け出、承認を得るものとします。
- 飲酒・喫煙は管理者の了解を得た上で、所定の場所で行って下さい。
- 火気の取扱いは十分注意し、居室等での火気使用は禁じます。
- 設備・備品の利用は、職員へ申し出て下さい。
- 所持品・備品等の持ち込みは、管理者の了解を得て下さい。
- 金銭・貴重品の管理は、原則施設預かりとします。
- 外泊時等の容態変化時等は直ちに施設に連絡を入れ、当施設医師と協議しその対応を決定して下さい。
- ペットの持ち込みは禁止します。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- 他利用者への迷惑行為は禁止します。

5. 非常災害対策

- 防災設備 消火器15本、消火栓10箇所、自動火災通報装置、火災報知器
スプリンクラー
- 防災訓練 年2回（うち1回は夜間を想定）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設の苦情処理は別紙4「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」にて対応致します。

その他当施設以外に、お住まいの市町村又は青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口でも対応致します。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金（介護老人保健施設サービス費）

（1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

《 個 室 》	《 多 床 室 》
---------	-----------

・要介護1	703円
・要介護2	748円
・要介護3	812円
・要介護4	865円
・要介護5	913円

・サービス提供体制強化加算 22円

介護職員の80%以上が介護福祉士又は35%が10年以上勤務の介護福祉士

・夜勤職員配置加算 24円

41人以上の施設で20人に1人以上の夜勤職員配置

注：要介護度別施設利用料に上記加算を加えたものが基本料金となります。

（2）加算関係

*入所後30日間に限って、上記施設利用料に30円加算されます。

*認知症専門棟入所の場合は上記施設利用料に76円加算されます。

*外泊された場合、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。

*緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

① 病状が重篤となり救命救急医療を行った場合（1ヶ月3日限度） 518円／回

*個別入所者の栄養管理の状態から下記料金が加算されます

① 医師の指示に基づく療養食を提供した場合 6円／食

*個別入所者の認知症に関するケアに関して下記料金が加算されます。

① 医師が認知症の恐れがあると判断し、厚生労働大臣が定める機関へ紹介を行った場合 350円／回

② 若年性の認知症患者を受入、利用者毎に個別担当者を定めサービス提供を行った場合 120円／日

*個別入所者に関し医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、ターミナルケアを行った場合に下記料金が加算されます。

① 死亡日以前 31日以上45日以下 72円／日

② 死亡日以前 4日以上30日以下 160円／日

③ 死亡日以前 2日又は3日 910円／日

④ 死亡日 1,900円／日

※介護職員処遇改善加算として1ヶ月サービスに7.5%の加算額が上乗せされます。

その他別途、介護保健施設サービス費が発生する場合は都度お知らせご説明致します。

(3) その他の料金

① 食費（1日当たり） 1,445円*

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）*

・従来型個室 1,728円

・多床室 697円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

注：居住費については、外泊期間中も外泊加算と併せて徴収することとなりますのでご了承下さい。

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧下さい。

③ 理美容代	2,000円
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。(お小遣いからの支払いとなります)	
④ 健康管理費	実 費
各種予防接種に係る費用で接種を希望された場合にお支払いいただきます。	
⑤ 私物の洗濯代	350円/kg
私物の洗濯を施設(洗濯業者)に依頼される場合にお支払いいただきます。	

(4) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を送付しますので、その月の末日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、窓口支払い、銀行振込の2方法があります。入所契約時にお選び下さい。

<別紙3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設しらかみのさとでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔その他〕

- ・当法人ホームページや広報誌に写真の掲載を行う事があります。

※上記掲載を希望されない場合は事前にお知らせ下さい

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名 介護老人保健施設しらかみのさと
サービスの種類 介護老人保健施設

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口を支援相談員・事務長が対応する。

TEL 0173-84-3111

FAX 0173-84-3112

担当者 支援相談員 岩谷 直人 長谷川 亘

対応時間 平日 8:00~17:00（事業所営業時間）

※上記時間以外、又は担当者不在時でも職員にお話下さい。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- 1) 利用者からの苦情については、担当の窓口を設け、支援相談員・事務長の他従事する職員が迅速かつ適正に対応する。
- 2) 苦情（相談）があった場合、担当職員が利用者（家族）に直ちに連絡をとり、事実を確認する。必要があれば利用者（家族）宅を訪問する。
- 3) 苦情（相談）が施設サービス計画に関するものである場合、担当者に事情を確認し、必要に応じて担当者会議を行う。
- 4) いずれの場合も、速やかに具体的な対応方針を定め、苦情処理担当者が利用者（家族）に説明する。
- 5) 苦情の記録は台帳に保管し、再発の防止に役立てるものとする。

3 その他参考事項

- 1) 毎日行う打合せ等における確認等、苦情が出ない環境作りを心がける。
- 2) 苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、それに伴う助言、指導があった場合には速やかに対応して必要な改善を行う。

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

深浦町（福祉課） 0173-74-2111

鰺ヶ沢町（ほけん福祉課） 0173-72-2111

西北福祉事務所 0173-35-2156

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方、もしくは世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方

【利用者負担第4段階（基準費用額）】

本人が市町村民税非課税者、または世帯（配偶者も含む）に市町村民税の課税者がいる者

預貯金額が基準額を超えるもの

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）《介護老人保健施設しらかみのさと》

段 階	食 費	利用する療養室のタイプ	
		個 室	多床室
利用者負担第1段階	300	550	0
利用者負担第2段階	390	550	430
利用者負担第3段階	650	1, 370	430
	1, 360		
基準費用額（第4段階）	1, 445	1, 728	697

介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設しらかみのさとを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

<利用者>

住　　所

氏　　名

印

<利用者の身元引受人>

住　　所

氏　　名

印

医療法人敬生会

介護老人保健施設しらかみのさと

管理者　越前　美保　殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏　　名	(続柄)
・住　　所	〒　　一
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏　　名	(続柄)
・住　　所	〒　　一
・電話番号	自宅 携帯 職場